

春日井市民生委員・児童委員協力員の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）に基づき活動を行う民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき活動を行う児童委員を含む。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手となる人材を育成することにより、市の地域福祉の増進を図るため、民生委員の活動を補佐する春日井市民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協力員の設置)

第2条 民生委員の活動を補佐するため、協力員を置く。

2 協力員は、民生委員（主任児童委員を除く。）1人につき1人を置くことができる。

(職務)

第3条 協力員は、補佐する民生委員と連携し、その指示及び指導の下に、必要に応じて次の職務を遂行する。

- (1) 訪問及び地域見守り活動
- (2) 周知及び啓発活動
- (3) 地域行事等への参加
- (4) 地区民生委員児童委員協議会定例会への代理出席

(協力員の要件)

第4条 協力員は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある18歳以上の者
- (2) 補佐する民生委員が所属する地区民生委員児童委員協議会が所管する地区内に居住し、地域の実情をよく知り、住民が相談しやすい人柄である者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くこと

ができる者

- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、又は身体上の秘密を堅く守ることができる者

(推薦)

第5条 民生委員は、その職務を遂行するに当たり協力員を必要とするときは、法第20条第1項の規定により組織された各地区の民生委員児童委員協議会の会長（以下「地区民児協会長」という。）に対し、自ら選出した協力員候補者を市長へ推薦することを要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた地区民児協会長は、当該民生委員の活動状況等を勘案し、協力員設置の必要性及び協力員候補者が前条に規定する要件に該当しているか判断するものとする。

3 地区民児協会長は、協力員候補者が前項の要件に該当すると判断したときは、市長に対し、春日井市民生委員・児童委員協力員推薦書（第1号様式）により、推薦するものとする。

(委嘱)

第6条 協力員は、地区民児協会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

2 市長は、委嘱する者に対し、春日井市民生委員・児童委員協力員身分証明書（第2号様式。以下「身分証明書」という。）を交付する。

3 協力員は、その活動を行うときは、常に身分証明書を携帯し、関係人から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(任期)

第7条 協力員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補佐する民生委員の任期を超えることはできない。

(活動報告)

第8条 協力員は、活動状況について、補佐する民生委員に対し、連絡、報告及び相談を常に行い、かつ、補佐する民生委員を経由して市長に春日井市民生委

員・児童委員協力員活動報告書（第3号様式）を毎月提出しなければならない。

（活動費）

第9条 市長は、協力員の職務の遂行について、実費弁償として活動費を支給するものとし、その額は、月額2,000円とする。

2 活動費の支給は、協力員が委嘱された日の属する月から始め、協力員でなくなった日の属する月で終わる。

3 前項の規定にかかわらず、活動実績がない月の活動費については支給しない。

4 活動費は、毎年4月と10月に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、民生委員の任期満了に伴う一斉改選の年度にあつては、4月と12月に、それぞれの前月までの分を支払う。

（遵守事項）

第10条 協力員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、かつ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

2 協力員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 協力員は、活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 協力員は、前3項を遵守する旨の誓約書（第4号様式）を市長へ提出しなければならない。

（解嘱）

第11条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協力員としてふさわしくないと認めた

場合

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、協力員から春日井市民生委員・児童委員協力員辞任願（第5号様式）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。